科目名	民法概論　　Introduction to Civil Law						
科目担当者	宮田 浩史　　MIYATA Hiroshi						
単位数	4	**配当年次**	1年	**授業形態**	講義	**開講学期**	通年
履修学部・学科［区分］ 他学部他学科履修	法学部・法律学科［専門教育科目　基礎専門科目］ 経営学部・経営学科［専門教育科目　関連科目］					**ディプロマポリシーとの関連**	(3)(4)

授業の概要	本科目は、①1 年生配当科目として、民法の用語や条文に慣れるなどの入門的な役割とともに、②民法全体を概観し、資格試験等で本格的に民法を学ぶ際に基礎となる力をつけてもらうことをねらいとしています。できるだけ身近な法律問題を具体的に取り上げる中で民法の全体像が身に付くようにしたいと考えています。 各自で持参するノート PC を授業でも利用し、判例検索や法令検索をすることで法的な情報収集能力を身につけると同時に、双方向的なやりとりを通じて、事実を法的に見る力を養い、課題を法的に解決するアプローチ力を会得して欲しいと考えています。
授業の到達目標	①民法の基本的な考え方を理解し修得することにより、事実を法的に分析できるようになる。 ②身近な法律問題はもちろん、地域課題や社会の問題につき法的な検討ができるようになる。 ③各自のノート PC をツールとして駆使して授業に参加し、情報収集力や発信力、分析力を高めることができる。

授業計画・内容

1	イントロダクション（民法とは何か）	16	後期イントロダクション（前期からの連続；錯誤取消・詐欺取消）
2	身の回りの権利・義務を具体的に考えてみよう	17	第三者保護規定（取引の安全）・事例研究①
3	所有権に代表される物権を考える	18	代理の基本的枠組みと考え方
4	債権を考える	19	代理の法的関係を具体的に理解しよう
5	権利の主体（制限能力者制度の全体像）	20	無権代理と表見代理①
6	権利の主体（制限能力者制度の具体的規定）	21	表見代理②・事例研究②
7	権利の主体（法人）	22	時効・期間
8	権利の客体、法律行為とは	23	債権の一生について（全体像の理解）
9	法律関係の変動（契約）	24	債権分野①（債権の種類・債務不履行）
10	法律関係の変動（不法行為）	25	債権分野②（債権の対外的効力・弁済・債権譲渡・解除等）
11	意思表示に問題がある場合（意思表示とは）	26	債権分野③（契約・事務管理・不当利得・不法行為）
12	意思表示に問題がある場合（(無効の場合）	27	親族法①（婚姻と離婚）
13	意思表示に問題がある場合（取消―詐欺強迫）	28	親族法②（親子関係）
14	意思表示に問題がある場合（取消―錯誤等）	29	相続法①（相続の開始と相続人）
15	まとめ	30	相続法②（相続の効力）

授業外学修 (事前学修)	授業は連続性があるので、事前の学修としては、前回の範囲を復習し（60 分程度）、教科書等該当ページを読む（60 分程度）といいでしょう（毎週計 2 時間）
授業外学修 (事後学修)	事後の学修としては、Google ドライブ上の文書について、色をつけたところを中心に授業後すぐに確認しメモをとるなど疑問点を明らかにし（60 分程度）、参考図書や六法等を参考に、具体例を考えたり授業の中で触れた問題等を解く（60 分程度）ことが望ましいです（毎週計 2 時間）。

成績評価方法・評価比率・到達目標との対応

成績評価方法	評価比率	到達目標との対応
評価試験（定期試験の実施が基本） ※学修の到達度等をみて、小テストや課題提出を求める可能性もある。その場合には、以下の成績評価となる。 評価試験；80%、小テスト及び課題の評価点；20% ※評価方法が変わる場合には、別途全体に連絡します。	100%	①②③

成績評価基準	秀：（評点 90 点以上）到達目標を極めて高い水準で達成している場合 優：（評点 80 点～89 点）到達目標を高い水準で達成している場合 良：（評点 70 点～79 点）到達目標を一定の水準で達成している場合 可：（評点 60 点～69 点）到達目標を最低限の水準で達成している場合 不可：（評点 60 点未満）到達目標に達していない場合
教科書	生田敏康ほか『民法入門（第 2 版)』（法律文化社）又は『国家試験受験のためのよくわかる民法（第 11 版)』（自由国民社）のどちらかを購入すること。
参考文献	『ポケット六法（令和 7 年度版)』（有斐閣）
その他	授業中に常時ノートＰＣを利用するので、授業の際、各自パソコンを必ず持参すること。